

アルコール関連問題研修会開催要領

1 目的

過度の飲酒は、肝疾患・脳卒中などの生活習慣病を誘因し、長期にわたる多量飲酒はアルコール依存症を形成し、本人の精神的・身体的健康を損なうとともに、社会への適応力を低下させ家族周囲にも影響を与えることから、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図ることを目指して平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行された。広島県においても「広島県アルコール健康障害対策推進計画」を策定して(平成29年3月)着実な推進を図っている。

当保健所管内は毎日飲酒する人の割合が県平均よりも高く、習慣飲酒からアルコール関連問題のリスクの高い人が多いという状況がある。

そこで、地域の支援者がアルコール健康障害について理解を深め、アルコール健康障害の早期介入の手法について学び、連携を密にし、より効果的な支援を推進することを目的に研修会を開催する。

2 日時

平成30年11月2日(金) 13:30~15:30

3 場所

三次庁舎 第3庁舎6階 601会議室
(三次市十日市東四丁目6-1)

4 内容

講義「アルコール健康障害の理解と対応について」

講師 県立総合精神保健福祉センター 事業調整員 松岡 明子さん

5 対象

保健指導に従事する医療・保健関係者

(保健師・看護師・栄養士, 他コメディカルスタッフ)

6 実施主体

広島県北部保健所

